

日本赤十字社診療放射線技師会 専門部規程

(目的)

第 1 条 日本赤十字社診療放射線技師会会則第 3 条及び第 4 条 6 項に基づき、会員の各専門部における研鑽および情報支援を目的として、専門部（各種部門の名称は「〇〇部会」とする）について必要な事項を定める。

(設立)

第 2 条 専門部は、放射線医療の各分野に応じて設立することができる。
2.各種部会を新設・廃止する場合は、理事会の承認を必要とする。

(組織)

第 3 条 本会の全会員を各々の専門部の会員とする。
2.各部会の会員の中から、世話人を数名選出する。
3.代表世話人は世話人から選出する。
4.専門部理事は、常任理事会に代表世話人の就任について報告し承認を得る。
5.代表世話人は、各部会を代表し活動を統括する。

(世話人の任期)

第 4 条 世話人の任期は、選出された年の 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までの 2 ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
2.世話人が任期途中で退任する場合は、速やかに代表世話人に報告をしなければならない。
3.世話人の任期途中の退任報告を受けた代表世話人は速やかに専門部理事に報告しなければならない。
4.代表世話人が任期途中で退任する場合は、直ちに部会内で後任の代表代行者を互選により指名し、直ちに専門部理事に報告しなければならない。

(活動内容)

第 5 条 専門部は本規程第 1 条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1)ホームページなどを利用した会員との情報交流
(2)その他専門部の目的達成に必要な活動

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附則 この規程は、平成 21 年 4 月 10 日から施行する。

平成 26 年 4 月 4 日改正

令和 4 年 4 月 8 日改正

令和 5 年 4 月 7 日改正